

死刑執行に関する会長声明

- 1 本日、福岡、東京、広島各拘置所において合計3名の死刑確定者に対して死刑が執行された。
- 2 我が国では、過去において、4つの死刑確定事件（いわゆる免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）について再審無罪が確定している。また、2010年（平成22年）3月には足利事件について、2011年（平成23年）5月には布川事件について、いずれも無期懲役刑が確定した受刑者に対する再審無罪判決が言い渡されている。これらの過去の事例が示すとおり、死刑判決を含む重大事件において誤判の可能性が存在することは客観的な事実である。
- 3 しかも、我が国の死刑確定者は、国際人権（自由権）規約、国連決議に違反した状態におかれているというべきであり、特に、過酷な面会・通信の制限は、死刑確定者の再審請求、恩赦出願などの権利行使にとって大きな妨げとなっている。この間、2007年（平成19年）、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が施行されたが、未だに死刑確定者と再審弁護人との接見に施設職員の立ち会いが付されるなど、死刑確定者の権利行使が十分に保障されているとは言い難く、このような状況の下で死刑が執行されることには大きな問題があるといわなければならない。
- 4 国際的にも、1989年（平成元年）に国連総会で死刑廃止条約が採択されて以来、死刑廃止が国際的な潮流となっている。1990年（平成2年）当時、死刑存置国は96か国で死刑廃止国は80か国だったのが、2012年（平成24年）3月現在では、死刑存置国は57か国で死刑廃止国及び死刑停止国は141か国となっている（アムネスティインターナショナル）。さらに、2008年（平成20年）12月18日には、国連総会において、すべての死刑存置国に対して死刑執行の停止を求める決議案が採択された。
また、2007年（平成19年）5月18日に示された、国連の拷問禁止委員会による日本政府報告書に対する最終見解・勧告においては、我が国の死刑制度の問題が端的に示された。すなわち、死刑確定者の拘禁状態はもとより、その法的保障措置の不十分さについて、弁護人との秘密交通に関して課せられた制限をはじめとして深刻な懸念が示された上で、死刑の執行を速やかに停止すること、死刑を減刑するための措置を考慮すべきこと、恩赦を含む手続的改革を行うべきこと、すべての死刑事件において上訴が必要的とされるべきこと、死刑の実施が遅延した場合には減刑をなし得ることを確実に法律で規定すべきこと、すべての死刑確定者が条約に規定された保護を与えられるようにすべきことが勧告されたのである。しかも、2008年（平成20年）10月には、国際人権（自由権）規約委員会により、我が国の人権状況に関する審査が行われ、我が国の死刑制度の問題点を指摘するとともに制度の抜本的見直しを求める勧告がなされた。
- 5 日本弁護士連合会は、2011年（平成23年）10月7日に「罪を犯した人の社会復帰のための施設の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を、人権擁護大会において採択し、その中で、「罪を犯した人の社会復帰の道を完全に閉ざす死刑制度について、直ちに死刑の廃止について全社会的な議論を開始し、その議論の間、死刑の執行を停止すること。議論のため死刑執行の基準、手続、方法等死刑制度に関する情報を広く公開すること。特に犯罪時20歳未満の少年に対する死刑の適用は速やかに廃止すること」や、「死刑廃止についての全社会的議論がなされる間、死刑判決の全員一致制、死刑判決に対する自動上訴制、死刑判決を求める検察官上訴の禁止等に直ちに着手し、死刑に直面している者に対し、被疑者・被告人段階、再審請求段

階，執行段階のいずれにおいても十分な弁護権，防御権を保障し，かつ死刑確定者の処遇を改善すること」を求めている。

当会も，同年9月5日にシンポジウム「死刑を考える」を開催して，死刑廃止についての社会的議論を呼びかけたところであった。

- 6 このような中で，我が国の死刑制度の抱える問題点について何ら改革が講じられることなく，今回の死刑執行が行われたことは極めて遺憾であり，当会としてはここに政府に対し強く抗議の意思を表明するとともに，今後，死刑制度の存廃を含む抜本的な検討がなされ，それに基づいた施策が実施されるまで，一切の死刑執行を停止することを強く要請するものである。

2012年（平成24年）3月29日

福岡県弁護士会

会長 吉村敏幸